

第6章

国土強靱化の推進 (国土強靱化地域計画)

第6章 国土強靱化の推進（国土強靱化地域計画）

1 国土強靱化の概要

（1）計画の趣旨

平成23年の東日本大震災をはじめ、近年、地震や豪雨・豪雪などの大規模自然災害が全国各地で発生しており、事後対応にとどまらない「防災・減災」の取組が重要となっています。

こうした中、平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が施行され、平成26年6月には国土強靱化基本計画が策定されました。基本法第13条では、都道府県及び市町村が「国土強靱化地域計画」を定めることができるとされています。

本町においても、基本法第13条の規定に基づき、本章を国土強靱化地域計画として位置付け、大規模自然災害に対する事前防災・減災の取組を推進し、町民の生命の保護及び地域社会の重要機能の維持を図るとともに、被害の最小化と迅速な復旧・復興を可能とする「強さ」と「しなやかさ」を備えたまちづくりを、総合的かつ計画的に推進します。

なお、本章においては、その内容を「本地域計画」といいます。

（2）見直しの目的及び計画期間

本地域計画は、令和2年の前計画策定以降、自然災害の頻発化・激甚化や社会経済環境の変化が進展する中、国及び北海道の施策体系の更新を反映し、本町における防災・減災対策を一層強化するため、見直すものです。

特に、2022～2023年の記録的暴風雪及び令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、複合災害や長期停電、交通障害・道路遮断による地域の孤立、広域避難への対応強化など、本町の地域特性に即した強靱な防災体制の構築を図ります。あわせて、人口減少や気候変動の進行等の環境変化を見据え、平時からの事前防災・減災対策を計画的に推進します。

計画期間は、国及び北海道の施策推進サイクル並びに本町総合振興計画との整合を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

（3）計画の位置付け

本地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、本町の地域強靱化施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針とするものです。

また、国の国土強靱化基本計画及び北海道の北海道強靱化計画の方向性を踏まえ、国が示すガイドラインに基づくリスク評価、分野横断的推進及びPDCAサイクルの確保を基本とします。

さらに、本地域計画は、第6次苫前町総合振興計画に内包される計画として、同計画と連動し、まちづくりを一体的に推進します。

2 苫前町の強靱化の基本的な考え方

(1) 基本目標

本町の強靱化は、基本構想に掲げる将来像「自然と産業、人のつながりが調和し、営みが世代を超えて受け継がれるまち」の実現を下支えする基盤として位置付けます。

また、国の国土強靱化基本計画及び北海道強靱化計画の方向性に基づき、事前防災・減災の観点から強靱で持続可能な地域社会の形成を図るため、本町における強靱化の基本目標を次のとおり定めます。

これらの基本目標は、大規模自然災害が発生した場合においても、町民の生命及び財産を守り、地域社会の重要な機能を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするための根幹をなすものです。

○本町の強靱化のための基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興の実現

(2) 行動目標（事前に備える目標）

4つの基本目標を具体化するため、本町において想定される地震、津波、暴風雪、豪雨等の大規模自然災害を念頭に、リスク評価に基づき、分野横断的な観点から、次の8つの「事前に備える目標」を設定します。

これらの目標の達成に向け、平時からの備えを着実に推進するとともに、PDCAサイクルにより継続的な改善を図ります。

○行動目標

- 1 被害の発生抑制による人命の保護
- 2 救助・救急・医療活動等の迅速な実施
- 3 交通ネットワーク及び情報通信機能の確保
- 4 必要不可欠な行政機能の確保
- 5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧
- 6 経済活動の機能維持
- 7 二次災害の発生抑制
- 8 大規模自然災害発生後の迅速な再建及び回復

3 苫前町における想定リスク

本地域計画では、過去の災害履歴並びに国及び北海道の被害想定等に基づき、本町の住民生活及び地域経済に重大な影響を及ぼすおそれのある大規模自然災害を対象とします。

また、町外で発生する広域的な大規模災害についても、物資供給や経済活動を通じて本町に影響が及ぶリスクとして位置付けます。

さらに、地震と豪雨、豪雪と停電など、複合的な事象の発生にも留意し、人口減少や高齢化の進行を見据えた対応力の強化を図ります。

想定する主な自然災害の一覧

区分	主な災害	想定される主な被害
地震・津波	日本海沿岸地震等	建物被害、津波浸水、停電、漁港機能の停止
豪雨・高潮・暴風	集中豪雨、台風、低気圧	浸水、土砂災害、農業被害、交通障害、停電
豪雪・暴風雪	大雪、吹雪	交通遮断、孤立、長期停電、燃料供給停止、建物被害、物流停滞
広域災害	首都直下地震、南海トラフ地震等	物流停滞、燃料・物資不足

(1) 地震・津波災害

本町は日本海沿岸に位置しており、日本海沿岸の断層帯による地震等の発生が想定されます。過去には、北海道南西沖地震により道内で津波被害が発生しています。

本町においても、地震に伴う建物被害や液状化、津波浸水、漁港機能の停止、停電等が想定されます。特に沿岸部では、津波の早期到達により避難時間が限られ、住民の避難行動に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

(2) 豪雨・高潮・暴風災害（台風・低気圧）

近年、短時間強雨や線状降水帯の発生など、豪雨災害の激甚化が指摘されています。また、台風や低気圧の接近に伴う高潮や暴風も想定されます。

本町においても、河川の増水や内水氾濫、土砂災害、道路冠水等の発生が見込まれます。加えて、高潮や暴風により、住宅や農業施設への被害、送電線被害等による停電や長期停電、交通障害が生じるおそれがあります。

(3) 豪雪・暴風雪災害

本町は寒冷多雪地域にあり、大雪や暴風雪の発生が想定されます。

これにより、交通遮断や孤立集落の発生、物流停滞、落雪事故、建物被害等が生じるおそれがあります。さらに、暴風雪による送電線被害や長期停電が発生した場合には、

生活機能の停滞や、暖房・燃料供給の停止による生命・健康への影響が生じるおそれがあります。

(4) 広域災害

本町外で発生する大規模地震等についても、社会経済活動を通じて本町に影響が及ぶおそれがあります。首都直下地震や南海トラフ地震が発生した場合には、全国的な物流の停滞や燃料・物資不足が生じることが見込まれます。

これらは、本町の住民生活や産業活動にも支障を及ぼすおそれがあり、外部依存度の高い物資供給やエネルギー供給の停滞等、地域機能の維持に影響を及ぼすリスクとして位置付けられます。

4 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の方法

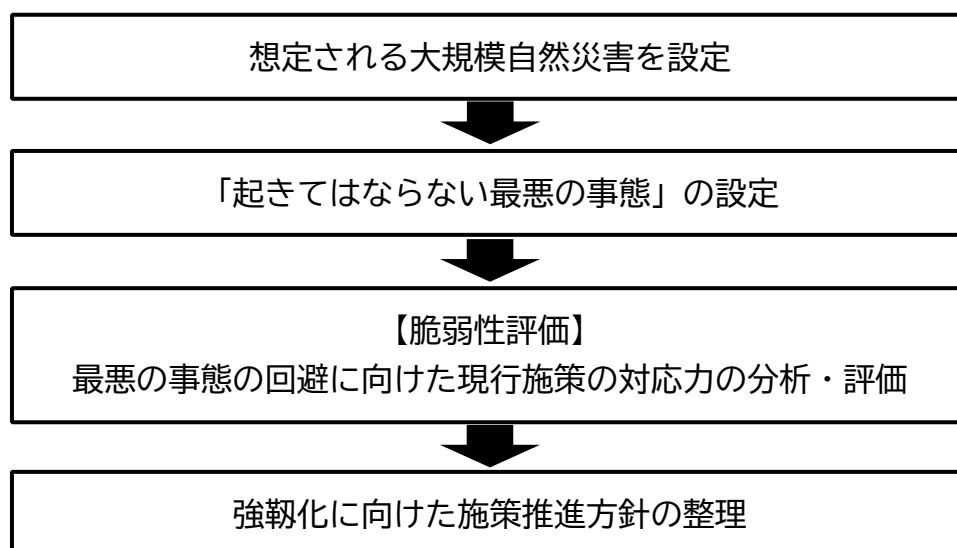
大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的かつ効率的に推進する上で必要不可欠なプロセスであり、基本法第9条第5号において基本的事項として位置付けられています。また、国の基本計画においても、基本法第17条第1項の規定に基づき、脆弱性評価の結果を踏まえた施策推進方針が定められています。

本町においても、「3 苫前町における想定リスク」で整理した想定リスクを前提に、「2 苫前町の強靱化の基本的な考え方」に掲げる8つの行動目標ごとに「起きてはならない最悪の事態」を設定し、現状の取組状況や体制整備状況を整理・分析します。

評価に当たっては、ハード・ソフト両面から分野横断的に課題を抽出し、本町の実情に即した持続可能な体制構築の観点にも留意します。

なお、脆弱性評価の具体的内容及び評価結果並びにそれに基づく推進すべき施策については、「第7章 資料編 1」に整理しています。

脆弱性評価の流れ



(2) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価に当たっては、災害発生時において回避すべき具体的な事態を明確化するため、本町の行動目標に即して「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

設定に当たっては、国及び北海道の計画における整理を参考としつつ、沿岸部の立地特性や寒冷多雪環境、農業・漁業を基幹産業とする地域構造を踏まえ、本町の実情に即した内容としています。

「行動目標（事前に備える目標）」と「起きてはならない最悪の事態」

行動目標 (事前に備える目標)	起きてはならない最悪の事態
1 被害の発生抑制による 人命の保護	1-1 地震・津波・豪雨・豪雪等により多数の死傷者が発生する事態
	1-2 避難体制や情報伝達の不備により人的被害が拡大する事態
2 救助・救急・医療活動等の 迅速な実施	2-1 救助・救急活動が遅延し、要救助者への対応が滞る事態
	2-2 医療・福祉機能が麻痺し、必要な支援が提供できない事態
3 交通ネットワーク及び 情報通信機能の確保	3-1 道路等の交通ネットワークの寸断により地域が孤立し、物資輸送等が停滞する事態
	3-2 情報通信の途絶等により正確な情報伝達ができない事態
4 必要不可欠な行政機能の確保	4-1 庁舎の被災や職員不足等により行政機能が大幅に低下する事態
	4-2 応急対応業務の急増等により行政対応が停滞する事態
5 生活・経済活動に必要な ライフラインの確保及び 早期復旧	5-1 電力・燃料等のエネルギー供給が長期間停止する事態
	5-2 上下水道等のライフライン機能が長期間停止する事態
	5-3 食料・生活物資の供給が不足し、生活環境が悪化する事態
6 経済活動の機能維持	6-1 一次産業の生産活動が停止し、地域経済が停滞する事態
	6-2 企業活動の停滞により地域経済が停滞する事態
7 二次災害の発生抑制	7-1 土砂災害や火災の延焼等により二次災害が拡大する事態
8 大規模自然災害発生後の 迅速な再建及び回復	8-1 災害廃棄物の処理停滞等により復旧・復興が大幅に遅延する事態
	8-2 復旧・復興を担う人材不足等により再建が長期化する事態

(3) 脆弱性の評価・分析

前項で設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとに、現行施策及び体制の整備状況を整理し、課題を抽出します。

評価に当たっては、防災施設・公共インフラ等の整備状況、避難行動要支援者への支援体制、物資備蓄及び受援体制、行政業務継続体制、基幹産業の事業継続体制等を確認し、ハード・ソフト両面から分析します。

抽出された課題は、優先度を整理の上、「5 分野別強靱化方針」において具体的な強靱化施策として位置付け、計画的に推進します。

5 分野別強靱化方針

(1) 施策分野の設定

本町の国土強靱化を総合的かつ計画的に推進するため、「4 脆弱性評価」の結果に基づき、施策を分野ごとに整理し、体系的に推進します。

施策分野の設定に当たっては、国及び北海道の計画における分野区分を参考としつつ、本町の行政体制及び地域特性を考慮し、実効性のある構成とします。

本町の施策分野は、次の7分野とします。

○施策分野一覧

- 1 行政機能・防災体制
- 2 保健医療・福祉・教育
- 3 産業・地域経済
- 4 住宅・公共施設・インフラ
- 5 交通・物流
- 6 ライフライン・情報通信
- 7 国土保全・土地利用・環境

総合振興計画と強靱化地域計画における施策分野との関係

	総合振興計画	施策分野
基本目標	1 子ども・若者が健やかに育ち、学びを深められるまち	1、2、6
	2 産業の活力を高め、働く場とにぎわいを創出するまち	3、5、6
	3 地域で支え合い、誰もが安心して暮らし続けられるまち	1、2、6
	4 地域コミュニティの力を育み、文化と交流が息づくまち	1、2
	5 安全・安心で快適に暮らせる、持続可能なまち	1、4、5、6、7

(2) 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の整理

「4 脆弱性評価」で設定した16の「起きてはならない最悪の事態」は、単一分野のみで対応できるものではなく、複数分野の連携により回避を図る必要があります。

各施策分野と最悪の事態との関連性を整理し、分野横断的な視点を踏まえ、効果的かつ効率的な施策展開を図ります。

本整理は、「6 計画の推進と進行管理」における施策の重点化及び進捗管理の基礎となります。

施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の対応整理（マトリクス）

行動目標 (事前に備える目標)	起きてはならない最悪の事態	施策分野						
		行政機能・ 防災体制	福祉・保健・ 医療・教育	地域産業・ 経済	施設・住宅・ インフラ	交通・ 物流	ライフライン・ 情報通信	国土保全・ 環境・土地
1 被害の発生抑制による 人命の保護	1-1 地震・津波・豪雨・豪雪等により多数の死傷者が発生する事態	○	○		○		○	○
	1-2 避難体制や情報伝達の不備により人的被害が拡大する事態	○	○				○	
2 救助・救急・医療活動等の 迅速な実施	2-1 救助・救急活動が遅延し、要救助者への対応が滞る事態	○	○			○	○	
	2-2 医療・福祉機能が麻痺し、必要な支援が提供できない事態	○	○		○	○	○	
3 交通ネットワーク及び 情報通信機能の確保	3-1 道路等の交通ネットワークの寸断により地域が孤立し、物資輸送等が停滞する事態	○			○	○		○
	3-2 情報通信の途絶等により正確な情報伝達ができない事態	○					○	
4 必要不可欠な行政機能の 確保	4-1 庁舎の被災や職員不足等により行政機能が大幅に低下する事態	○	○				○	
	4-2 応急対応業務の急増等により行政対応が停滞する事態	○	○				○	
5 生活・経済活動に必要な ライフラインの確保及び 早期復旧	5-1 電力・燃料等のエネルギー供給が長期間停止する事態	○		○	○		○	
	5-2 上下水道等のライフライン機能が長期間停止する事態	○	○		○		○	○
	5-3 食料・生活物資の供給が不足し、生活環境が悪化する事態	○	○	○		○	○	
6 経済活動の機能維持	6-1 一次産業の生産活動が停止し、地域経済が停滞する事態	○		○	○	○		○
	6-2 企業活動の停滞により地域経済が停滞する事態	○		○		○	○	
7 二次災害の発生抑制	7-1 土砂災害や火災の延焼等により二次災害が拡大する事態	○			○			○
8 大規模自然災害発生後の 迅速な再建及び回復	8-1 災害廃棄物の処理停滞等により復旧・復興が大幅に遅延する事態	○			○	○		○
	8-2 復旧・復興を担う人材不足等により再建が長期化する事態	○		○		○		

(3) 施策分野ごとの取組の方向性

「4 脆弱性評価」の脆弱性評価結果を踏まえ、影響の大きさ、緊急性、実現可能性及び複数のリスクシナリオへの波及効果等を総合的に勘案し、施策分野ごとの取組を推進します。

また、複数の「起きてはならない最悪の事態」の回避に資する施策については、重点的に取り組み、分野横断的な連携のもとで国土強靱化を推進します。

① 行政機能・防災体制

大規模自然災害発生時においても、災害対応の中核機能として行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うことができる体制を確保します。

庁舎や防災拠点施設の機能確保を図るとともに、業務継続計画（BCP）の充実、広域的な受援体制の整備、防災訓練の実施等により、実効性のある防災体制を確立します。

また、自主防災組織の活動支援や地域防災リーダーの育成等により、地域防災力の向上を図ります。

- ・ 庁舎、防災拠点施設の機能確保及び非常用電源の整備
- ・ 業務継続計画（BCP）の充実及び定期的な見直しによる実効性確保
- ・ 広域的な応援・受援体制の整備
- ・ 防災訓練及び災害対応能力の向上
- ・ 自主防災組織の育成及び地域防災力の向上

② 保健医療・福祉・教育

災害時においても住民の生命と健康を守るため、医療・救急体制の確保を図るとともに、避難行動要支援者への支援体制の充実や福祉避難所の確保を進めます。

また、感染症対策の強化や避難所における生活環境の改善により、避難生活に伴う健康被害の防止を図ります。

さらに、学校施設の安全確保や避難所機能の強化を進めるとともに、災害時における教育活動の継続体制を整備し、防災教育の推進により将来世代の防災意識の向上を図ります。

- ・ 医療・救急体制の確保及び広域医療連携の強化
- ・ 避難行動要支援者支援体制の充実
- ・ 福祉避難所の確保及び運営体制の整備
- ・ 避難所における感染症対策及び生活環境改善
- ・ 学校施設の安全確保及び避難所機能の強化
- ・ 防災教育の推進

③ 産業・地域経済

農業・漁業などの基幹産業をはじめとする地域産業の事業継続体制の強化を図るとともに、地域企業の事業継続計画（BCP）の策定支援やサプライチェーン確保対策を推進し、災害時においても地域経済活動を維持できる体制を整備します。

また、エネルギー供給の安定化や地域資源を活用した産業基盤の強化を図り、災害からの早期復旧と地域経済の回復力の向上を目指します。

- ・ 農業・漁業等の基幹産業の事業継続体制強化
- ・ 地域企業の BCP 策定支援
- ・ サプライチェーンの確保及び物流機能維持
- ・ エネルギー供給体制の強化
- ・ 地域経済の早期回復に向けた支援

④ 住宅・公共施設・インフラ

住宅及び公共施設の耐震化・長寿命化を推進するとともに、避難所機能の強化や公共施設の災害対応機能の向上を図ります。

また、上下水道施設など生活基盤インフラの機能確保及び計画的な更新・維持管理を進め、災害時においても住民生活の基盤を維持できる体制を整備します。

- ・ 住宅及び公共施設の耐震化・長寿命化

- ・避難所施設の機能強化
- ・上下水道施設等の機能確保及び耐震化
- ・公共インフラの計画的維持管理

⑤ 交通・物流

災害時においても救助活動や物資輸送を確保するため、道路・橋梁等の交通インフラの計画的な維持管理を推進します。

また、孤立地区の発生防止に向けた対策を進めるとともに、災害時の物資輸送ルートの確保や関係機関との連携体制を強化します。

さらに、豪雪地域である本町の特性を踏まえ、冬期における除雪体制の確保等により交通機能の維持を図ります。

- ・道路及び橋梁の計画的維持管理
- ・孤立地区の発生防止対策
- ・災害時物資輸送ルートの確保
- ・広域交通ネットワークとの連携強化
- ・冬期除雪体制の確保及び冬期通行確保

⑥ ライフライン・情報通信

電力、燃料、上下水道等の生活基盤機能を維持するため、施設の機能確保や耐震化を推進するとともに、非常用電源や燃料供給体制の強化を図ります。

また、防災行政無線や通信手段の多重化を進め、災害時においても確実に情報収集・伝達ができる体制を整備します。

さらに、本町に立地する風力発電等の再生可能エネルギー資源を活用し、地域分散型エネルギーの確保を図ることで、災害時におけるエネルギー供給の強靱化を推進します。

- ・電力・燃料供給体制の強化
- ・非常用電源の確保
- ・上下水道施設の機能確保及び耐震化
- ・防災行政無線等の情報伝達手段の確保及び多重化
- ・災害時通信手段の確保

⑦ 国土保全・土地利用・環境

土砂災害、高潮、洪水等による被害を未然に防止し、地域の安全性を高めるため、河川・海岸保全対策や土砂災害対策等の国土保全の取組を推進します。

また、適切な土地利用の誘導や防災上の配慮を踏まえた地域づくりを進めるとともに、災害廃棄物処理体制の整備により、災害後の迅速な復旧・復興を支える基盤を整備します。

- ・土砂災害対策及び危険箇所対策
- ・河川・海岸保全対策
- ・防災上の観点踏まえた土地利用の推進
- ・災害廃棄物処理体制の整備
- ・自然環境との調和を踏まえた防災対策

(4) 施策の管理

具体的施策は、事業内容、工程、所管課及び指標等を施策一覧として整理し、計画的に推進します。

また、施策の進捗状況は、「6 計画の推進と進行管理」に基づき評価・検証し、必要に応じて見直しを行います。

6 計画の推進と進行管理

本地域計画に基づく国土強靱化の取組を着実に推進するため、施策の重点化及び進捗管理を通じて計画の実効性を確保し、必要に応じて見直しを行います。

(1) 施策の重点化

本地域計画では、「4 脆弱性評価」に示した「起きてはならない最悪の事態」を単位として施策の重点化を行います。

脆弱性評価の結果に基づき、事態の発生可能性、影響の大きさ、他の事態への波及の程度、現在の取組状況及び対策の進捗度等を総合的に勘案し、優先的に取り組むべき最悪の事態及び施策を設定します。

重点化した施策は、関連事業を計画的に推進し、複数の最悪の事態の回避に資するものを優先します。

重点施策の一覧

行動目標 (事前に備える目標)	起きてはならない最悪の事態
1 被害の発生抑制による 人命の保護	1-1 地震・津波・豪雨・豪雪等により多数の死傷者が発生する事態
	1-2 避難体制や情報伝達の不備により人的被害が拡大する事態
2 救助・救急・医療活動等の 迅速な実施	2-1 救助・救急活動が遅延し、要救助者への対応が滞る事態
3 交通ネットワーク及び 情報通信機能の確保	3-1 道路等の交通ネットワークの寸断により地域が孤立し、物資輸送等が停滞する事態
	3-2 情報通信の途絶等により正確な情報伝達ができない事態
4 必要不可欠な行政機能の確保	4-1 庁舎の被災や職員不足等により行政機能が大幅に低下する事態
5 生活・経済活動に必要な ライフラインの確保及び 早期復旧	5-1 電力・燃料等のエネルギー供給が長期間停止する事態
6 経済活動の機能維持	6-1 一次産業の生産活動が停止し、地域経済が停滞する事態

(2) 計画の進捗管理

本地域計画の実効性を確保するため、明確な責任体制のもとで施策の進捗管理を行います。

「5 分野別強靱化方針」の施策一覧に基づき、事業内容・所管課・工程・指標（KPI・成果指標）を明確化し、進捗と目標達成状況を把握します。

計画の推進に当たっては、所管課を中心に庁内関係部局が連携するとともに、国、北海道及び関係機関との協力を図ります。

また、毎年度の実施状況を確認し、PDCA サイクルにより継続的な改善を行います。

(3) 計画の見直し

本地域計画は、第6次苫前町総合振興計画に内包される計画として、同計画と一体的に推進します。

社会経済情勢の変化、自然災害の発生状況、国及び北海道の動向、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行い、大規模災害や制度改正等により修正が必要となった場合には速やかに対応します。

なお、本地域計画に係る具体的な個別事業は、総合振興計画の実施計画に整理されるものであり、これとの整合を図りつつ、計画的に推進します。

第7章

資料編

第7章 資料編

1 脆弱性評価の結果及び推進すべき施策

本町の地域特性や施策の現状を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」に対する脆弱性評価の概要及び当該事態を回避するための施策を整理しました。

なお、分野横断的に機能する施策については、その重要性を踏まえつつ、重点の不明確化を避ける観点から、特に関連性が高く、実効性の確保に資する取組に重点化して記載しています。

(1) 行動目標（事前に備える目標）：1. 被害の発生抑制による人命の保護

事前に備える目標	行動目標 1	被害の発生抑制による人命の保護
起きてはならない最悪の事態	1-1	地震・津波・豪雨・豪雪等により多数の死傷者が発生する事態

現状【脆弱性の分析・評価】

- ・地震・津波・豪雨・豪雪等の大規模自然災害時には、建築物の倒壊、津波浸水、河川氾濫、土砂災害、暴風雪等が複合的に発生し、多数の死傷者が生じるおそれがある。特に沿岸部における津波の早期到達や、冬季の積雪・低温環境は被害の拡大要因となる。
- ・道路、河川、砂防施設等の防災インフラは整備が進められているものの、未整備箇所や機能不足が残存しており、災害時に十分な防御機能の発揮に制約が生じるおそれがある。
- ・住宅・建築物の耐震化は一定程度進捗しているが、耐震性が不十分な建築物や老朽化施設が依然として存在しており、倒壊等による人的被害の発生リスクが残存している。
- ・避難路や防災空間の整備は進められているものの、地形条件や浸水想定等を踏まえた安全性確保の面で課題があり、災害時の被害軽減機能が十分とはいえない。
- ・暴風雪・豪雪時には通行障害や孤立が発生しやすく、外的環境そのものが人命リスクを高める要因となる。除雪体制や防雪施設は整備されているものの、担い手不足や機械老朽化により安定的機能確保に課題がある。
- ・住宅の防火対策は一定の取組が進められているものの、延焼防止や出火防止の観点から更なる強化が必要である。

町の施策	
3-1-2	地域医療提供体制の充実による医療アクセスの確保（救急医療体制の強化）
5-1-2	消防・救急・防犯体制の充実による安全確保水準の向上（消防体制の強化）
5-2-2	生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（防災基盤施設の整備）
5-2-3	良好な住環境の形成による居住満足度の向上（住宅耐震化の促進）

事前に備える目標	行動目標 1	被害の発生抑制による人命の保護
起きてはならない最悪の事態	1-2	避難態勢や情報伝達の不備により人的被害が拡大する事態
現状【脆弱性の分析・評価】		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に避難誘導や情報伝達が適切に機能しない場合、避難の遅延や混乱により人的被害が拡大するおそれがある。特に冬季においては、積雪・低温により移動が制約され、迅速な避難行動が困難となる。 ・関係機関間の情報共有体制は整備されているものの、大規模災害時の同時多発的な情報処理や継続運用の実効性に課題があり、迅速な意思決定や避難情報発令に遅れが生じるおそれがある。 ・住民への情報伝達は防災行政無線等により実施されているが、停電・通信障害時の代替手段や多様な媒体の組合せが十分とはいえず、高齢者等を含め確実な情報到達に課題がある。 ・避難情報の発令基準や伝達方法は整備されているものの、地域特性や災害特性を踏まえた運用や住民理解の定着が十分とはいえず、適切な避難行動につながらないおそれがある。 ・ハザードマップや避難計画は整備されているものの、想定見直しの反映や住民周知、実践的活用が十分とはいえず、避難判断に活用されていない可能性がある。 ・避難行動要支援者については名簿整備が進む一方、個別避難計画の策定や支援体制の具体化が不十分であり、実効的な避難支援に課題がある。 ・観光客や外国人を含む来訪者への情報提供・避難誘導については、多言語対応や伝達手段が十分とはいえず、適切な行動を妨げるおそれがある。 ・自主防災組織の活動は組織基盤により多様であり、防災訓練についても実施形態に固定的な傾向がみられることから、「自助」「共助」に基づく迅速な避難行動力の定着に課題がある。 		

町の施策	
3-3-2	見守りを含む生活支援体制の整備による安心な暮らしの確保（要支援者の見守り・支援体制の構築）
4-1-1	地域コミュニティ活動の活性化による支え合い基盤の強化（自主防災組織の育成）
4-2-2	生涯学習の推進と多様な学習機会の充実（防災学習機会の充実）
4-3-2	多文化共生に向けた理解促進と受入環境の整備（多言語対応の強化）
5-1-1	防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（避難体制の強化）
5-1-2	消防・救急・防犯体制の充実による安全確保水準の向上（情報伝達手段の強化）

(2) 行動目標（事前に備える目標）：2. 救助・救急・医療活動等の迅速な実施

事前に備える目標	行動目標2	救助・救急・医療活動等の迅速な実施
起きてはならない最悪の事態	2-1	救助・救急活動が遅延し、要救助者への対応が滞る事態
現状【脆弱性の分析・評価】		
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に消防・警察・自衛隊等の関係機関が被災又は機能低下した場合、救助・救急活動の初動が遅れ、要救助者への対応が滞るおそれがある。特に道路寸断や悪天候により現地到達が困難となる場合、人的被害の拡大につながるおそれがある。 ・道路・橋梁等の交通ネットワークについては通行確保対策が進められているものの、未整備区間や脆弱性が残存しており、迅速な救助部隊の投入や活動展開を制約するおそれがある。 ・関係機関の連携体制は整備されているが、広域・同時多発災害時には救助要請が集中し、現場対応力が逼迫するおそれがある。 ・自衛隊等の外部応援については受入れ枠組みが整備されているものの、受援調整や展開手順の実効性に課題があり、迅速な活動開始に支障を来すおそれがある。 ・救助・救急資機材は整備が進められているが、更新状況や配備の偏在により、多様な災害状況への対応能力の限界が懸念される。 ・消防団は初動対応の中核を担うが、担い手不足や高齢化により体制維持が困難となりつつあり、地域における初動対応力の低下が懸念される。 		



町の施策	
5-1-1	防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（救助体制の強化）
5-1-2	消防・救急・防犯体制の充実による安全確保水準の向上（消防装備の更新・整備）
5-2-2	生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（緊急輸送路の整備）
5-4-1	行政運営の効率化によるサービス提供体制の向上（応援受入体制の整備）
5-4-2	広域連携の推進による行政機能の補完・強化（広域救助連携の強化）

事前に備える目標	行動目標 2	救助・救急・医療活動等の迅速な実施
起きてはならない最悪の事態	2-2	医療・福祉機能が麻痺し、必要な支援が提供できない事態
現状【脆弱性の分析・評価】		
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に医療機関や社会福祉施設が被災又は機能低下した場合、傷病者の受入れや要配慮者支援が滞り、必要な医療・福祉サービスが提供できないおそれがある。 ・医療提供体制は関係機関連携の整備が進んでいるものの、実災害を想定した診療継続体制や資機材確保の実効性に課題があり、対応能力の限界を超えるおそれがある。 ・地域特性として医療資源が限られており、災害時には患者集中により医療需要が急増し、適切な医療提供が困難となるおそれがある。 ・福祉分野においては、福祉避難所の運営や要配慮者支援に必要な人材確保、関係機関との連携体制が十分とはいえ、実効的な支援に課題がある。 ・被災した福祉施設入所者の避難先確保や継続支援については、受入体制や調整機能が十分とはいえ、安定的な生活支援の確保に支障が生じるおそれがある。 ・避難生活の長期化に伴い、健康管理や生活支援の負担が増大し、医療・福祉機能への影響が拡大するおそれがある。 		



町の施策	
3-1-2	地域医療提供体制の充実による医療アクセスの確保（医療連携体制の強化）
3-2-2	地域包括ケア体制の整備による支援力の強化（地域ケア体制の構築）
3-3-1	障がいのある人への支援充実による社会参加の促進（障がい者支援の強化）
3-3-2	見守りを含む生活支援体制の整備による安心な暮らしの確保（要配慮者への生活支援体制の強化）
5-1-1	防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（医療機関の事業継続体制の強化）
5-4-1	行政運営の効率化によるサービス提供体制の向上（医療支援調整体制の整備）
5-4-2	広域連携の推進による行政機能の補完・強化（広域医療連携の強化）

(3) 行動目標（事前に備える目標）：3. 交通ネットワーク及び情報通信機能の確保

事前に備える目標	行動目標3	交通ネットワーク及び情報通信機能の確保
起きてはならない最悪の事態	3-1	道路等の交通ネットワークの寸断により地域が孤立し、物資輸送等が停滞する事態
現状【脆弱性の分析・評価】		
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に広域交通及び地域内交通が寸断された場合、避難・救助・物資輸送等が停滞し、地域の孤立や支援の遅延が生じるおそれがある。 ・広域交通ネットワークは整備が進められているものの、未改良区間や脆弱箇所が残存しており、緊急輸送道路としての機能確保や代替ルートの確保に課題がある。 ・道路施設や橋梁等については点検・対策が進む一方、老朽化への対応や重要路線の整備はなお途上にあり、被災時に通行機能が確保できないおそれがある。 ・町道・農道を含む生活道路は地域生活や物流を支える基盤であるが、路面や路肩の損傷、舗装の劣化等の進行により、災害時の通行確保や物資搬送に支障が生じるおそれがある。 ・本町は海岸沿いに集落が分散する地理特性を有し、基幹路線が遮断された場合には代替経路が限られるなど、孤立が生じやすい構造となっている。 ・冬季は降雪・吹雪等により交通機能が著しく低下し、除雪体制や担い手確保の面で課題があることから、通行確保の遅延が生じるおそれがある。 ・災害時における交通機能の優先確保や通行規制、輸送ルートの調整等の運用について、実効性の確保に課題がある。 		

町の施策	
5-2-2	生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（道路の整備・維持管理）

事前に備える目標	行動目標3	交通ネットワーク及び情報通信機能の確保
起きてはならない最悪の事態	3-2	情報通信の途絶等により正確な情報伝達ができない事態
現状【脆弱性の分析・評価】		
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に、携帯電話の中継基地局の被災や電源喪失、地域の共聴施設の回線途絶等により通信環境が不安定化し、情報の収集・共有・伝達が困難となるおそれがある。 ・関係機関間の情報共有体制は整備されているものの、広域・同時多発災害時には情報量の増大や通信制約により、迅速かつ確かな情報共有が阻害されるおそれがある。 ・通信手段の多重化や冗長性の確保が十分とはいえ、通信途絶時の代替手段に課題がある。 ・住民への情報伝達については、防災行政無線や多様な媒体の活用が進められているものの、確実な到達や分かりやすさの面で課題があり、必要な情報が行き届かないおそれがある。 ・安否情報を含む被災状況の把握については、情報の収集・集約の仕組みに課題があり、支援調整に必要な情報の遅延が生じるおそれがある。 ・外国人を含む来訪者への情報提供については、多言語対応や伝達手段の面で課題があり、適切な情報伝達に支障が生じるおそれがある。 		

町の施策	
4-3-2	多文化共生に向けた理解促進と受入環境の整備（多言語情報発信の強化）
5-2-2	生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（通信基盤の整備）

(4) 行動目標（事前に備える目標）：4. 必要不可欠な行政機能の確保

事前に備える目標	行動目標 4	必要不可欠な行政機能の確保
起きてはならない最悪の事態	4-1	庁舎の被災や職員不足等により行政機能が大幅に低下する事態
現状【脆弱性の分析・評価】		
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に庁舎の被災や職員の参集困難が生じた場合、災害対応及び行政サービスの継続が困難となり、行政機能が大幅に低下するおそれがある。特に職員の被災や家庭対応等により人的資源が制約されるおそれがある。 ・業務継続体制（BCP）は整備されているものの、優先業務の絞り込みや代替要員の確保が十分とはいえ、実効性に課題がある。 ・災害対策本部については体制整備が進む一方、業務量の増大を想定した訓練・検証が十分ではなく、意思決定や指揮命令機能の維持に課題がある。 ・庁舎等の行政施設については老朽化対策や代替拠点の確保が十分とはいえ、災害時に行政機能の中核が維持できないおそれがある。 ・情報通信や電力等の基盤機能の途絶により、行政機能の継続が制約されるおそれがある。 		

町の施策	
5-1-1	防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（災害対策本部機能の強化）
5-2-2	生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（庁舎防災対策の強化）
5-4-1	行政運営の効率化によるサービス提供体制の向上（行政 BCP の運用強化）
5-4-2	広域連携の推進による行政機能の補完・強化（広域応援体制の構築）

事前に備える目標	行動目標 4	必要不可欠な行政機能の確保
起きてはならない最悪の事態	4-2	応急対応業務の急増等により行政対応が停滞する事態
現状【脆弱性の分析・評価】		
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時には、被害情報収集、避難所運営、物資供給、罹災証明発行等の応急対応業務が急増し、限られた職員体制では対応が逼迫し、行政対応が停滞するおそれがある。 ・職員の被災や参集困難が重なる場合、業務量の増大に対して人的資源が不足し、初動対応や継続的な業務遂行に支障が生じるおそれがある。 ・応急対応業務の優先順位付けや業務の簡素化・標準化が十分とはいえず、業務処理の停滞や非効率化を招くおそれがある。 ・関係機関や民間との連携、広域応援・受援体制については整備が進む一方、役割分担や運用の具体化が十分でなく、外部資源の効果的活用課題がある。 ・避難所運営や物資供給等の現場対応において、人員や資源配分の不足・偏在が生じ、対応の遅れやサービス格差が発生するおそれがある。 ・情報の集約・整理・発信に係る業務負荷が集中し、意思決定の遅延や対応の遅れを招くおそれがある。 		

町の施策	
4-1-2	住民参加と協働の推進による地域運営力の向上（住民協働体制の強化）
5-1-1	防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（応急対応体制の強化）
5-4-1	行政運営の効率化によるサービス提供体制の向上（業務効率化の推進）
5-4-2	広域連携の推進による行政機能の補完・強化（応援受援体制の強化）

(5) 行動目標（事前に備える目標）：5. 生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧

事前に備える目標	行動目標 5	生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧
起きてはならない最悪の事態	5-1	電力・燃料等のエネルギー供給が長期間停止する事態
現状【脆弱性の分析・評価】		
<ul style="list-style-type: none"> ・地震や暴風雪等により発電設備・送配電網が被災した場合、広域的な停電が発生し、住民生活や災害対応活動に重大な影響を及ぼすおそれがある。 ・燃料供給については、供給拠点の被災や物流機能の低下により、暖房・移動手段・非常用電源に必要な燃料の確保が困難となるおそれがある。 ・本町の地理的特性上、基幹交通路の遮断によりエネルギー供給が制約されやすく、供給の脆弱性を有している。 ・公共施設や避難所の非常用電源は整備されているものの、燃料備蓄量や稼働時間に制約があり、長期停電への対応力に課題がある。 ・エネルギー供給の応急体制については、優先供給や調整の実効性に課題があり、円滑な供給確保が困難となるおそれがある。 ・再生可能エネルギーや分散型電源の導入が限定的であり、供給の多重化や自立性に課題がある。 		

町の施策	
5-1-1	防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（エネルギー確保体制の強化）
5-2-2	生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（エネルギー基盤の整備）
5-3-1	環境保全・脱炭素の推進と地域共生による持続可能な地域づくり（再生可能エネルギー導入の促進）

事前に備える目標	行動目標 5	生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧
起きてはならない最悪の事態	5-2	上下水道等のライフライン機能が長期間停止する事態
現状【脆弱性の分析・評価】		
<ul style="list-style-type: none"> ・地震、凍結、土砂災害等により水道施設や管路が被災した場合、断水や水質低下が発生し、住民生活や衛生環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。 ・下水道施設についても、処理機能の停止や管路損傷により汚水処理が滞り、公衆衛生や生活環境の悪化を招くおそれがある。 ・上下水道施設は老朽化対策や更新が十分とはいえ、被災リスクの増大や復旧の長期化が懸念される。 ・応急給水体制については、給水拠点や運搬体制、地域連携の具体化が十分とはいえ、長期断水時の対応に課題がある。 ・復旧に必要な資機材や専門人材の確保、広域応援・受援体制の実効性に課題があり、迅速な復旧が困難となるおそれがある。 ・浄水場やポンプ設備は電力等に依存しており、エネルギー供給途絶時には機能維持が困難となるおそれがある。 		

町の施策	
5-1-1	防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（上下水道の事業継続体制の強化）
5-2-2	生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（水道施設の更新・整備）
5-3-1	環境保全・脱炭素の推進と地域共生による持続可能な地域づくり（環境保全対策の推進）

事前に備える目標	行動目標 5	生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧
起きてはならない最悪の事態	5-3	食料・生活物資の供給が不足し、生活環境が悪化する事態
現状【脆弱性の分析・評価】		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に物流機能の低下や供給網の寸断が生じた場合、食料や生活必需品の供給が滞り、住民生活や避難生活の継続が困難となるおそれがある。 ・食料・生活物資の供給は民間流通への依存度が高く、供給途絶時における公的備蓄との役割分担や補完関係に課題がある。 ・備蓄は一定程度確保されているものの、長期・広域災害や多様なニーズへの対応が十分とはいえ、生活環境の悪化につながるおそれがある。 ・物資の集積・配分体制については、需要把握や配分調整の精度に課題があり、必要な物資が適時に行き渡らないおそれがある。 ・民間事業者や広域支援との連携については整備が進む一方、実動面の具体化に課題があり、迅速な供給確保に支障が生じるおそれがある。 		

町の施策	
5-2-2	生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（物流拠点の整備・強化）
5-4-1	行政運営の効率化によるサービス提供体制の向上（物資配分体制の整備）
5-4-2	広域連携の推進による行政機能の補完・強化（広域供給連携の強化）

(6) 行動目標（事前に備える目標）：6. 経済活動の機能維持

事前に備える目標	行動目標 6	経済活動の機能維持
起きてはならない最悪の事態	6-1	一次産業の生産活動が停止し、地域経済が停滞する事態

現状【脆弱性の分析・評価】
<ul style="list-style-type: none"> ・暴風雪、高潮、地震等により農地、農業用施設、漁港施設、漁船等が被災した場合、生産基盤が損なわれ、生産活動の停止や縮小を招き、地域経済に影響を及ぼすおそれがある。 ・農地や農業水利施設、漁業基盤については維持管理が進められているものの、災害時には機能低下や被災により生産活動への影響が生じるおそれがある。 ・担い手の高齢化・人手不足が進行しており、災害時の応急対応や復旧作業を担う人材確保が困難であり、生産再開の遅れにつながるおそれがある。 ・一次産業における事業継続力や復旧計画の実効性は十分とはいえず、生産活動の早期再開に課題がある。 ・共済制度や支援制度については整備されているものの、迅速な適用や活用に課題があり、経営再建や生産回復に時間を要するおそれがある。 ・災害の規模や被害が広域に及ぶ場合には、復旧資材や人材の確保が困難となり、生産活動の回復が長期化するおそれがある。

町の施策	
2-1-1	持続可能な農業経営の確立と収益性の強化（農業基盤の整備・強化）
2-1-2	森林資源の適切な管理と活用による林業・木材産業の振興（森林整備の促進）
2-1-3	水産資源の保全と漁業経営の安定化（漁業基盤の整備・強化）
5-2-2	生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（生産基盤の整備・強化）

事前に備える目標	行動目標 6	経済活動の機能維持
起きてはならない最悪の事態	6-2	企業活動の停滞により地域経済が停滞する事態
現状【脆弱性の分析・評価】		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害により事業所や生産設備、拠点施設が被災した場合、操業停止や事業縮小が生じ、地域経済活動の停滞につながるおそれがある。 ・原材料調達や製品出荷の停滞等によりサプライチェーンが分断された場合、企業活動が連鎖的に停止し、影響が広範に及ぶおそれがある。 ・町内企業においては、事業継続計画（BCP）の策定やリスク分散の取組が十分とはいえず、災害時の対応力・復旧力に課題がある。 ・需要減少や資金繰りの悪化が生じた場合、事業縮小・廃業や雇用喪失につながり、地域経済の回復が遅延するおそれがある。 ・行政による支援制度については整備されているものの、迅速な周知や活用促進、伴走支援の体制が十分とはいえず、企業再建に課題がある。 ・広域的な被災や長期的な機能停止が生じた場合、企業活動の再開や経済回復が長期化するおそれがある。 		

町の施策	
2-2-2	中小企業・小規模事業者の経営基盤強化（中小企業支援の強化）
5-1-1	防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（企業の事業継続力強化の支援）
5-2-2	生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（産業基盤の整備）

(7) 行動目標（事前に備える目標）：7. 二次災害の発生抑制

事前に備える目標	行動目標7	二次災害の発生抑制
起きてはならない最悪の事態	7-1	土砂災害や火災の延焼等により二次災害が拡大する事態
現状【脆弱性の分析・評価】		
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨や地震により地盤が緩んだ状態で降雨が継続した場合、土砂災害が連鎖的に発生し、人的・物的被害が拡大するおそれがある。 ・建物倒壊等に起因する火災が同時多発的に発生した場合、初期消火の遅れや対応力の制約により延焼が拡大し、被害が広範に及ぶおそれがある。 ・森林、農地、農業水利施設等の国土保全機能や建築物の耐震性については対策が進められているものの、災害時には機能低下や損壊が生じ、土砂流出や火災拡大等の二次災害の発生要因となるおそれがある。 ・土砂災害警戒区域の指定やハザードマップ整備は進展しているものの、住民への周知や避難行動への定着が十分とはいえず、適時の避難が行われないことにより被害が拡大するおそれがある。 ・自主防災組織の育成は進められているものの、担い手不足や高齢化により、初期消火や避難誘導等の地域における初動対応力が十分とはいえない。 ・消防・警戒体制は整備されているが、広域的・同時多発的な災害時には対応力が分散し、関係機関との連携や指揮統制の実効性に課題があり、被害拡大の抑制が困難となるおそれがある。 		

町の施策	
2-1-2	森林資源の適切な管理と活用による林業・木材産業の振興（森林保全・整備の推進）
4-1-1	地域コミュニティ活動の活性化による支え合い基盤の強化（自主防災力の強化）
4-1-2	住民参加と協働の推進による地域運営力の向上（地域連携の強化・推進）
5-2-2	生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（防災施設の整備・強化）

(8) 行動目標（事前に備える目標）：8. 大規模自然災害発生後の迅速な再建及び回復

事前に備える目標	行動目標8	大規模自然災害発生後の迅速な再建及び回復
起きてはならない最悪の事態	8-1	災害廃棄物の処理停滞等により復旧・復興が大幅に遅延する事態
現状【脆弱性の分析・評価】		
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時には大量の災害廃棄物が発生し、その処理が滞った場合、生活環境の悪化や衛生問題の発生に加え、復旧作業の着手自体が遅延するおそれがある。 ・仮置場の確保や分別・処理体制については計画が整備されているものの、用地確保や関係者調整、迅速な設置・運用の実効性に課題があり、初動対応の遅れにつながるおそれがある。 ・建設・土木業の担い手不足により、撤去・運搬・処理等の初動対応が十分とはいえず、復旧の立ち上がりが遅れるおそれがある。 ・既存処理施設は処理能力に限界があり、施設被災リスクもあることから、大量発生時には処理が滞留し、復旧工程全体に影響を及ぼすおそれがある。 ・広域処理や民間事業者との連携は進められているものの、災害時の役割分担や調整の実効性に課題があり、処理の迅速化が十分とはいえない。 ・災害時においては、復旧作業等に伴うごみの排出増加に対し、通常の収集体制では回収が追いつかず、収集日以外の排出や集積所への集中により現場の混乱や処理の遅延が生じるおそれがある。 		

町の施策	
2-2-2	中小企業・小規模事業者の経営基盤強化（処理業者との連携強化）
5-1-1	防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（災害廃棄物処理体制の整備・強化）
5-2-2	生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（処理施設の整備・強化）

事前に備える目標	行動目標8	大規模自然災害発生後の迅速な再建及び回復
起きてはならない最悪の事態	8-2	復旧・復興を担う人材不足等により再建が長期化する事態
現状【脆弱性の分析・評価】		
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害後には復旧・復興需要が急増する一方、地域内の担い手が限られており、人材不足により復旧・復興が長期化するおそれがある。 ・建設・土木業をはじめ復旧・復興を担う人材の育成・確保が十分とはいえず、災害時の対応力や継続的な復旧需要への対応に課題がある。 ・広域応援体制や民間連携は整備されているものの、受援調整や人材マッチングの実効性に課題があり、必要な人材が適時に確保できないおそれがある。 ・復旧事業の企画・設計・発注・監理等を担う行政実施体制についても、専門職員の不足や業務集中により十分とはいえず、事業進行の遅延につながるおそれがある。 ・復興過程における作業環境や労働条件の確保が十分とはいえず、人材の確保・定着が進まず、復旧・復興の継続性に課題がある。 		

町の施策	
2-2-2	中小企業・小規模事業者の経営基盤強化（建設人材の確保・定着支援）
5-4-1	行政運営の効率化によるサービス提供体制の向上（応援受入体制の整備）
5-4-2	広域連携の推進による行政機能の補完・強化（広域人材連携の強化）